

辰野町 勤労者互助会のご案内

月々300円の掛け金でゆとりと安心

勤労者互助会とは・・・・・・・・

辰野町勤労者互助会は、町内の事業所等に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生を増進を目的で設立されているものです。会員相互による共済事業や、労働金庫利用による生活資金の斡旋事業など、中小企業の労働者が、楽しく安心して働ける職場環境を築くことは、企業の振興発展に大きく寄与します。この機会にひとりでも多くの皆さんの加入をお願いいたします。

入会できる方・・・・・・・・

辰野町内の事業所等に勤務している方、また町内に住んでいて他の市町村の事業所で働いている方が入会できます。また、勤労者であれば個人でも入会できますが、臨時従業員などは加入できません。

入会金・会費・・・・・・・・

入会金 一人 200円 会費 一人月額 300円

会費納入は6ヶ月分ずつ年2回（9月・3月）に納めていただきます。会費を事業主負担にさせていただきますと、従業員福利厚生費として非課税になります。口座振替をご利用いただくと、毎月22日に引き落させていただきます。入会申し込みの際、手続きをお願いいたします。

事業内容・・・・・・・・

- ・ 共済給付事業 全労済協会との共済契約に基づき、会員の結婚、この出生、小学校入学祝金、銀婚祝金、傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金を給付します。
- ・ 融資斡旋事業 長野県労働金庫と協調して会員の皆さんに低利の融資を行っています。
- ・ 福利厚生事業 会員の親睦を図るため、ボーリング大会などを行っています。健康増進のため人間ドッグ補助金やインフルエンザ予防接種補助金を行っています。
また、町内の入浴施設の無料券、商品券を配布しています。

辰野町勤労者互助会事務局
辰野町中央1番地
辰野町役場 産業振興課内
TEL0266-41-1111 内線 2146

辰野町勤労者互助会給付金一覧表

(別表1)

《全労済協会 自治体提携慶弔共済保険》

平成26年4月1日より適用

給付または支払い事由				慶弔共済	附加給付	給付合計	
死亡弔慰金	会員	疾病による死亡	65歳未満	300,000			
			65歳以上	150,000			
		不慮の事故による死亡			550,000		
		交通事故による死亡			1,050,000		
	家族	配偶者			50,000		
		子			20,000		
		親(会員の実・義・継父母)			5,000	2,000	7,000
住宅災害による同居親族の死亡			20,000				
後遺障害	疾病による重度障害	65歳未満	300,000				
		65歳以上	150,000				
	不慮の事故による障害			550,000～22,000			
	交通事故による障害			1,050,000～42,000			
住宅災害	火災等による	損害の程度		支払割合			
		全焼・全壊(50%以上)		100%	300,000		
		半焼・半壊(30%以上50%未満)		70%	210,000		
		半焼・半壊(20%以上30%未満)		50%	150,000		
	一部焼・一部壊(20%未満)		20%	60,000			
	自然等による	全壊(70%以上)		100%	90,000		
		半壊(20%以上70%未満)		50%	45,000		
		一部壊(20%未満)		10%	9,000		
	床上浸水	損害程度に関わらず一律		20%	18,000		
傷病休業見舞金	休業14日～30日未満			5,000	2,000	7,000	
	休業30日～60日未満			10,000	3,000	13,000	
	休業60日～90日未満			15,000	5,000	20,000	
	休業90日～120日未満			20,000	3,000	23,000	
	休業120日以上			25,000	3,000	28,000	
祝金	結婚祝(会員の結婚)			10,000			
	出生祝(会員または配偶者の出産)			6,000	1,000	7,000	
	小学校入学祝(会員の子)			3,000	2,000	5,000	
	銀婚祝(会員の婚姻25年)				5,000	5,000	
永年会員給付(在会年数5年毎とする。但し、この期間中に附加給付がある他の共済金を受けた会員については附加給付分を除いた額とする。)					5,000	5,000	